船橋市地域防災計画 【修正概要】

地域防災計画は、災害対策基本法第４２条の規定により、船橋市防災会議が作成・修正する計画とされています。本市防災に関し、災害予防と減災、応急復旧活動等の対策を実施する際に、防災関係機関がその機能を有効に発揮し、市民の生命、身体及び財産を災害から守るために実施すべき事務や減災に向けた総合的な対策を定めることを目的としています。

市が計画している消防局・消防指令センターの整備や日の出水路の市有護岸の耐震改修事業を踏まえた計画本編の改正及び災害時応援協定の締結や現在ハザードマップで公開している内水浸水想定区域の一部が水防法に基づく浸水想定区域の対象となったことに伴う資料編の改正等を行います。

1　消防局・消防指令センターの整備に伴う修正（本編）

移転が計画されている消防局・消防指令センターについては、市役所が使用できない場合の代替拠点として活用することが想定されることから、その概要について追記します。

修正案（地震1.２－８）
ア 消防局・消防指令センターの整備 消防局庁舎・消防指令センターは、消防活動の拠点としての機能を適切に発揮する必要があるが、「津波浸水想定区域」、「洪水浸水想定区域」及び「高潮浸水想定区域」にあるため、必要な所定の耐震性を確保するとともに、浸水想定区域外へ移転する必要がある。 なお、市は、災害対策本部の代替施設として、消防指令センターを位置付け、同施設6階（職員研修所部分）を使用することとしているが、移転後は、その機能を移転先の消防局庁舎・消防指令センター2階（消防局庁舎）の消防研修室・会議室等の約500㎡を中心に、必要な面積及び設備を整備する。

2　日の出水路の市有護岸に係る耐震改修事業に伴う修正（本編）

施工が予定されている日の出水路の市有護岸に係る耐震改修事業を踏まえ、市管理の護岸等の整備方針について追記します。

修正案（地震1.３－８～11）
3. 護岸等 (1)海岸保全施設 市は、国及び県に対して、老朽化が進行し、大規模地震に対する耐震性能を有していない海岸保全施設について、着実に整備が進むよう、要望する。 (2)市管理の護岸 市は、市管理の護岸に隣接する公共施設の安全確保、防災機能の強化を図るために、護岸の耐震改修を行う。

3　水防法に基づく浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の追加（資料編）

内水浸水想定区域の一部が水防法に基づく浸水想定区域の対象となったこと等から、同法に基づく避難確保計画作成等の義務の対象となる浸水想定区域内の要配慮者利用施設を追加します。

4　時点修正等（資料編）

① 避難施設一覧の更新

② 災害時応援協定締結先一覧の更新

③ 令和5年度における災害記録の更新

④ その他時点修正及び軽微な修正